兵庫県立西脇高等学校 生徒指導に関する規定

兵庫県立西脇高等学校

本校では、生徒指導に関する規定の見直しを図っています。

見直しに当たっては、社会通念上合理的範囲内のもの、必要最小限の規定であるもの、実社会で必要とされる規範意識醸成の内容であるもの、教育目標達成のための内容であるもの等に配慮しております。 なお、今後も生徒・保護者・教職員が一体となって合意形成を図りながら校則の見直しを随時、行っていく予定です。

現在までに行われている主な見直しについて、下記に掲載します。

生徒服装規定

- 1 本校生徒の服装は、西脇高校生らしい質素なものを着用し、端正、清潔を旨とする。
- 2 通学には以下の規定による制服を着用する。
- 3 冬服、夏服、防寒着の着用期間は特に設けない。気候や体調により、個人で判断するものとする。
- 4 本校指定制服

本校の制服及び体操服については、全て学校指定である。

(1)制服

ブレザー、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボンタイ 長袖・半袖カッターシャツまたは長袖ブラウス、半袖オーバーブラウス セーター、ベスト、半袖ポロシャツ(紺、白色)

(2) 体操服

長袖トレーニングシャツ、長ズボン 半袖シャツ、ハーフパンツ

- 5 その他規定
 - (1) 帽子・アームカバー・日傘

登下校及び屋外での行事において、熱中症、紫外線防止対策での着用を許可する。 (帽子の種類、着帽については、活動に支障がある場合に限り、別途指示をする。)

(2) 防寒着

以下の条件を満たすもの

- ア 西脇高校生としてふさわしいもの
- イ 実用性の高いもの

ただし、考査(小テストも含む)中の着用は不可。校内、授業中の着用も許可するが、 入学式、卒業式を含む式典においては原則着用しない。(必要であれば別途指示をする。)

(3) 靴

ア 以下の条件を満たすもの

- (ア) 西脇高校生としてふさわしいもの
- (イ) 安全で通学に適したもの

イ 上履き、体育館シューズは学校指定のものとする。

(4) その他

ア ソックス・ストッキング (タイツ可)

ソックス 白色、黒色、紺色 (ワンポイント可)

ストッキング ベージュ色、黒色(タイツ可)

イ 手袋・マフラー

特に指定は設けないが室内での着用を禁ずる。ただし必要な場合は教科担任の許可を 得ること。

(5) 頭髮

西脇高校生としてふさわしい、制服にあうもの。

- 6 式典時の服装においてはブレザー着用の制服とする。ただし、その他の服装で行う場合は、別途指示をする。
- ◎ 生徒の所持品には必ず記名すること。